

特定個人情報保護評価書 修正箇所一覧

評価書番号	課	保護評価書名	対象箇所	修正前	修正後（新番号法）
4	住民課	軽自動車税	-		
			1-1. ② 事務の概要	<p>地方税法に基づき、軽自動車に対し、4月1日現在の所有者もしくは使用者に対し車種等により賦課する。</p> <p>(1)賦課に係る業務</p> <p>①軽自動車台帳の管理（登録、名義変更等のシステム入力）</p> <p>②税額の通知</p> <p>(2)減免に係る事務</p> <p>(3)納税証明書、標識交付証明書等、軽自動車に係る証明書の発行</p>	<p>市町村は、地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車等の所有者に対して、軽自動車税額を計算し、賦課する。また、納税義務者からの減免申請による軽自動車税額の減免を行う。賦課額に基づき、住民に対し収納業務を行い、納期限までに徴収できなければ、滞納整理業務を実施する。</p> <p>番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に基づいて、市町村は、軽自動車税に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。</p>
			1-1. ③ システムの名称	<p>軽自動車税システム</p> <p>統合宛名システム</p> <p>中間サーバー・ソフトウェア</p>	<p>1 軽自動車税システム</p> <p>2 収納消込システム</p> <p>3 団体内統合宛名システム</p> <p>4 中間サーバー</p>
			1-3 法令上の根拠	<p>・番号法第9条第1項 別表第一の16の項</p> <p>地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく地方税の賦課徴収または地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む）に関する事務であって主務省令で定めるもの</p> <p>・内閣府・総務省令</p> <p>地方税の課税標準の更正若しくは決定、税額の更正若しくは決定、納税の告知、督促、滞納処分その他の地方税の賦課徴収に関する事務又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務とする。。</p>	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）（平成25年5月31日法律第27号）</p> <p>番号法第9条第1項 別表の24の項</p>
			1-4. ② 法令上の根拠	<p>・情報提供の根拠</p> <p>番号法第9条第1項 別表第二のうち第三欄（情報提供者）が「市町村長」のうち、第四欄（特定個人情報）に「地方税関係情報」が含まれる項</p> <p>1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,23,26,27,28,29,31,34,35,37,39,40,42,48,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120の項</p> <p>・情報照会の根拠</p> <p>番号法第19条第7号（別表第二の第1欄（情報照会者が「市町村長」のうち、第2欄（事務）が「地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」となっているもの）第27の項</p>	<p>番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び同号に基づく主務省令第2条の表</p> <p>（番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠）</p> <p>なし</p> <p>（軽自動車税に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない）</p> <p>（番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠）</p> <p>48の項</p>
			1-5. ② 所属長の役職名	課長	住民課長
			1-7 請求先	住民課	〒969-3593 福島県河沼郡湯川村大字清水田字長瀬18番地 湯川村総務課政策財務係 電話0241-27-8800
			1-8 連絡先	福島県河沼郡湯川村大字清水田字長瀬18番地 湯川村役場住民課	〒969-3593 福島県河沼郡湯川村大字清水田字長瀬18番地 湯川村住民課税務係 電話0241-27-8820
			II しきい値判断項目 1.対象人数及び 2.取扱者数	平成31年1月31日 時点	令和7年12月1日 時点
			IV-8 人手を介在させる作業 （人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か）		十分である
IV-8 人手を介在させる作業 （判断の根拠）		特定個人情報の入手から保管・廃棄までの過程において、人手が介在する局面ごとに職員間で二者確認を行い、人為的ミスが発生するリスクへの対策を行っている。			

特定個人情報保護評価書 修正箇所一覧

評価書番号	課	保護評価書名	対象箇所	修正前	修正後（新番号法）
			IV-11 最も優先度が高いと 考えられる対策		9) 従業者に対する教育・啓発
			IV-11 最も優先度が高いと 考えられる対策 (判断の根拠)		対象となるシステムへのアクセス可能な職員は、生体認証及びパスワードによる認証によって限定されており、権限がない職員によって不正に利用されないようアクセス権の適正な管理・運営を行っている。